

質問

総会議事録へ理事長印を押印することに問題はありませんか。 また、役員改選を伴う総会議事録の理事長印使用は、どう取扱うべきでしょうか。

(相談概要)

ある管理組合の通常総会において理事長が議長となり、その総会議事録の作成において、理事長は署名押印に際して理事長印(個人印ではない理事長専用印)を用いました。これに対して、一部の組合員より理事長印の使用方法が不適切であるとの意見が出ています。総会議事録や理事会議事録に、個人印ではなく理事長印を用いることに問題はありますか。なお、当マンションの規約は「マンション標準管理規約」に準じています。



回答

マンション標準管理規約第38条第2項に、「理事長は、区分所有法に定める管理者とする。」と定められています。よって、理事長印が管理者業務の一環として契約行為や確認行為として使用される範囲において、理事長の立場として理事長印を使用することに問題はないと考えられます。ただ、理事長印の取扱いをより明確化するためにも、管理組合で「印章取扱規程」等を定めることが推奨されます。

また、総会における役員改選の決議後、総会議事録作成までの間に、新理事長が確定しているような場合は、新理事長が選任された時点で当該総会時の議長は前理事長となりますので、理事長印を使用することは不適切であると考えられます。

<ご利用上の注意>

- ○本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- ○本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例 に直接対応するものではありません。
 - 個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- ○本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、 無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。